【別紙１】

「神河町例規集データベースシステム」導入事業仕様書

１．全体的事項

概　　要	本仕様書は、神河町例規集データベースの検索、閲覧に加え、新規制定文及び改正文、新旧対照表、公布文等が自動生成され、また、データの更新業務までも含んだ神河町例規集データベースシステム（以下「本システム」という。）の最低限の機能について、仕様を定めたものである。
目　　的	本システムを導入することにより、例規集データベースの容易な検索、閲覧を可能とするとともに、データ更新費用、加除費用等の削減並びに例規の制定改廃を担当する職員の事務効率化及び負担軽減と法制執務事務のレベル向上を図ることを目的とする。
システム形態	ＡＳＰ（ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞｰ）による。
運用開始予定時期	本システムの本格的な運用開始予定時期は平成２３年４月１日とし、詳細は契約時に協議するものとする。
契約期間	本システムは、原則として平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日までの５年間の運用を前提とし、契約は単年度契約とする。 ただし、保守管理又は使用に関する部分は運用開始後からとする。
運用時間	２４時間・１年を通じて利用が可能であること。（事前協議によるメンテナンス等の停止は除く。）
運用範囲	本町のイントラネット上の全てのＰＣを対象範囲とする。
費用の算出	本システムの費用の算出は、次のとおりとし、内訳を明記すること。 (1) 初期構築（導入）費用（保守管理料又は使用料を除く。） ア　例規集データベースシステム初期構築費用 イ　例規集作成費用 単行本　５０部（様式は掲載しない）、若しくは、加除式台本　５０部 ウ　受託者のサーバを利用する方式で必要な費用 (2) データ更新費用 データ更新にかかる費用（参考値　年間４００頁） (3) 単行本作成費用 単行本作成費（毎年１回、５０部（様式は掲載しない）） ＊若しくは、加除追録にかかる費用（毎年２回、５０部）（参考値　年間４００頁） (4) 例規集システム使用料 (5) 現行法令システム使用料 (6) 改廃情報提供システム使用料 (7) インターネット用公開例規システム使用料 (8) 例規専用サーバ利用料若しくは受託業者のサーバー利用料 ＊(4)～(8)保守管理料又は使用料の年額及び月額 【注】導入年度（平成２２年度）、平成２３年度から平成２７年度まで及び平成２８年度以降の年額が異なる場合は、それぞれの年額

２．例規集データベース構築

例規集データの移行	移行作業の工程を提案書に記載すること。
データの著作権	著作権の帰属先を提案書に記載すること。
データベース化の対象	神河町例規集（平成２２年6月３０日内容現在６２９件）及び運用開始までの制定改廃内容分までを対象とする。（例規集及び現行法令へのリンクを含む。）
紙ベースの例規集	紙ベースの例規集の作成費用について、次の条件ごとに提案書に明記すること。 (1) 追録方式による場合 ・追録回数：年間２回 ・作成（追録）部数：５０部 (2) 単行本方式による場合 ・作成回数：年間１回 ・作成部数：５０部 なお、作成費用は加除件数等各年度で変化しても定額とし、本システムの保守管理料又は使用料には含めない。（定額で設定できない場合は提案書にその旨記載のこと。）

３．例規集データベースシステム

例規集の更新・管理機能	(1) データの更新は最低年４回行い、常に最新の例規集を検索、閲覧できること。（随時更新が可能な場合はその旨提案書に記載すること。） (2) 編集と更新は、ＩＤやパスワードで権限の管理ができること。 (3) システム障害が発生し、データ消失した場合等に対応するため、データ復旧可能なシステムを構築すること。 (4) ＣＤ－ＲＯＭによる参照用例規集の複製ができること。
法制執務支援機能	(1) 改正箇所の入力で、新規制定文及び改正文、新旧対照表、公布文等の自動生成機能を有していること。なお、出力されるデータはマイクロソフトＷｏｒｄで編集作業が可能であり、その書式は本町の指定する書式での出力が可能であること。 (2) 新規制定、一部改正、全部改正、廃止の編集作業が可能であること。 (3) 編集作業の自動生成機能について、例規集システム編集作業自動生成機能チェックリスト（様式3）を提出すること。 (4) 例規集及び現行法令へのリンクが可能であること。 (5) 新規制定・一部改正例規等（特に条例）について、議会提案までに貴社における内容の審査が可能であること。（できない場合はその旨提案書に記載のこと。可能な場合でもオプションとなる場合も同様とする。） (6) 次の事項を提案書に記載すること。（チェックリスト（様式3）にも記載のこと） ① 編集作業における入力時の用語チェック、内容チェック、審査機能について ② その他編集作業の支援機能があればその事項について
要綱、要領の管理機能	例規集（条例、規則、規程ほか）に加え、要綱と要領についても同様に管理できるものとし、例規集との区別が可能であること。
庁内用の例規集の検索・閲覧機能	(1) 本町のイントラネット上の全てのＰＣから例規集の検索、閲覧が可能であること。 (2) 検索の方法（目次、用語、５０音検索等）にどのようなものがあるか、詳細を提案書に記載すること。 (3) 例規本文の全体又は選択した条、項、号をマイクロソフトＷｏｒｄで編集作業が可能なデータ形式により出力できること。
上位法令検索・閲覧機能	現行法令の検索・閲覧が可能であること。なお、現行法令の更新の費用が必要な場合は、本システムの費用に含むものとする。
庁外公開用例規集の検索・閲覧機能	(1) インターネット公開用として、例規の検索、閲覧が可能なデータの生成機能を有していること。 (2) 例規の検索機能は、目次検索及び５０音検索が可能であること。なお、これ以外に機能があれば提案書に記載のこと。 (3) インターネット公開用のデータに要綱、要領を含む・含まないの区別ができること。
本システムの動作環境	(1) 本システムの運用に支障のない十分なスペック・サーバ機で構成すること。 (2) 本システムで要綱と要領（最低５００件）の管理ができるように、サーバ機の容量を十分なものにすること。

	(3) 本システムの運用に際してのアクセス性能は、良好な反応速度を保つこと。 (4) 無停電電源や発電装置などにより、停電時に継続して運用できるように対策が採られていること。 (5) 不正アクセス、異常アクセス等の不正プログラム対策（アンチウイルスソフト等）が採られていること。 (6) サーバがダウンした場合は、直ちに復旧できる対策が採られていること。 (7) セキュリティ基準を示す公的認証を取得しているときは、その認定証の写し等を添付すること。

４．システム導入方法、保守等

本システム導入方法	(1) 既設ネットワークへの接続はプロシキサーバを通じた接続となる。なお、障害が発生した場合は、迅速に対処すること。 (2) 指定場所への設置、調整を行い、本システムの動作確認を行うこと。 (3) 本システムの導入は、本町の業務に支障のないように行うものとし、本町所有の施設に損害を与えないこと。 (4) 本システムの導入方法の詳細は、契約時に協議する。
教　育　体　制	(1) 本システム導入後、本町の担当職員（約１００人程度）に対して操作説明、研修を行うこと。 (2) 本システムの操作取扱説明書の日本語版（紙及び電子ファイル）を提供すること。 (3) 本システムとは直接関係はないが、自治体職員として本来熟知しておくべき基本的な法制執務事務について、習得のためのサポート対応はできるか。できる場合はその内容等を提案書に記載のこと。
保　守　体　制	(1) 本システムの運用に必要な情報を随時提供し、運用の問い合わせ等に対しても迅速かつ適切な対応ができる体制を整備していること。なお、サポート体制を提案書に記載すること。 (2) 本システムのバージョンアップがあった場合は、随時、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則、無料とすること。有料となる場合があれば、提案書に記載のこと。

５．法制執務に関する情報提供等の内容

相　談　窓　口	法制執務上の相談窓口等の体制を提案書に記載のこと。
法令改廃時の情報提供	法令の改廃時の情報提供があれば、その内容及び法令の改廃時から提供までの日数を提案書に記載のこと。

６．その他

運　用　方　法	本システムの運用にあたり、ＰＣ等に必要となる編集ソフト等があれば、その内容を提案書に記載すること。
ハードウェアの構成	(1) Ｗｅｂサーバの構成を提案書に記載のこと。 (2) データベースサーバの構成を提案書に記載のこと。
導　入　実　績	国又は地方公共団体へのシステム導入実績（契約を締結した稼動予定を含む。）について、団体名、作業着手年月日、稼動（予定）年月日を提案書に記載のこと。
疑　　義	本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両者で協議の上、誠意を持って解決すること。